

2022年10月より育児休業が変わります

育児・介護休業法の改正により、以下の制度が施行されます。

1. 産後パパ育休（出生時育児休業）の創設

お子さんの出生後8週間以内に4週間(28日間)まで取得ができます。
2回に分割して取得も可能です。

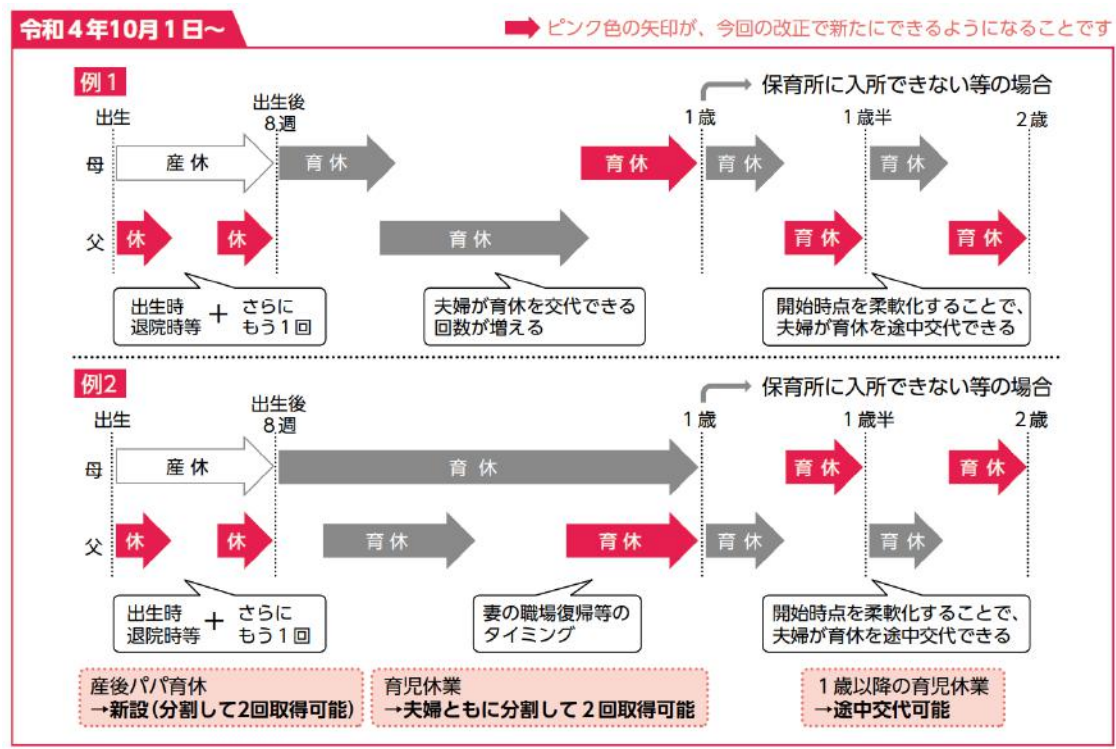
【申し込み期限】 休業の2週間前までに申し出

※2回に分割する場合は、初めにまとめて申し出ることが必要です。

2. 育児休業の分割取得が可能

1歳未満のお子さんについて、夫婦ともに分割して2回まで取得可能です。

【申し込み期限】 休業の1カ月前までに申し出



出典：厚労省資料「育児・介護休業法 改正ポイントのご案内」


【取得のお申し込み・問合せ】

(株)スタッフサービス スタッフ総務室

オフィス事業本部
メディカル/ITソリューション

0120-610-600
0120-855-370

Q&A

No	Q	A
1	産後パパ育休の取得条件を教えてください	育児休業開始日にかかるご契約がある方が取得できます。
2	産後パパ育休を分割して取得することができるのですか	はい、分割して2回まで取得可能です。 例えば、お子さんが生まれ、奥さんとお子さんが退院するタイミングで1回、産後1ヶ月のタイミングで1回など取得できます。 休業の2週間前までに当社へお申し出ください。2回に分割する場合は、まとめてお申し出が必要です。
3	産後パパ育休を取得せずに育児休業を取得することはできますか	はい、育児休業のみ取得も可能です。 休業の1ヶ月前までに当社にお申し出ください。
4	産後パパ育休は給付金の支給はありますか	ハローワークから育児休業給付金を受けられます。 ただし受給認定はハローワークがおこなうため、対象になるかどうかは直接最寄りのハローワークにお問い合わせください。  厚生労働省「育児休業給付について」 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000135090_00001.html
5	育児休業を分割して取得することができるのですか	1歳未満のお子さんについて、夫婦ともに分割して2回まで取得可能です。取得希望の方は、休業の1ヶ月前までに当社へお申し出ください。
6	産後パパ育休や育児休業期間中は社会保険が免除になりますか	下記の一定の要件を満たしていれば免除されます。 ①その月の末日が育児休業中であること。 ②同一月内で育児休業を取得（開始・終了）し、その日数が14日以上であること。
7	育児休業とはどのような制度ですか	養育する子の1歳の誕生日前日まで取得できる休業制度です。満1歳になった時点で休業が必要と認められた場合は、1歳6か月まで延長することができます。さらに1歳6か月の時点で休業が必要と認められた場合は、再度申し出ることにより子の2歳の誕生日前日まで取得することができます。 ※女性は産後休業終了日を過ぎてから、男性は出産予定日から取得できます。
8	育児休業の取得条件を教えてください	女性の場合は産前42日前（6週間）にかかる派遣契約、男性は育児休業開始日にかかる派遣契約があることが必要です。 ※無期雇用契約の場合、雇用期間内であれば取得可能です。